

第 1 0 回 軽米町議会臨時会

令和 6 年 7 月 3 1 日 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 情報通信施設放送設備更新工事（第 1 期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（１２名）

１番	田中祐典君	２番	甲斐鉦康君
３番	上山誠君	４番	西舘徳松君
５番	江刺家静子君	６番	中村正志君
７番	田村せつ君	８番	茶屋隆君
９番	大村税君	１０番	細谷地多門君
１１番	本田秀一君	１２番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	江刺家雅弘君
総務課	長	日山一則君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向孝行君
議会事務局	主任	竹林亜里君
議会事務局	主事	山下海斗君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまから第１０回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案２件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

７月３０日午前１０時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日１日間とし、議案２件については本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、議長において９番、大村税君、１０番、細谷地多門君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決定しました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第３、議案第１号 情報通信施設放送設備更新工事（第１期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、情報通信施設放送設備更新工事（第1期）の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は情報通信施設放送設備更新工事（第1期）、工事場所は岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地ほか、契約金額は1億2,427万8,000円、請負者は岩手県盛岡市本町通3丁目20番6号、北日本通信株式会社代表取締役社長、石月一志でございます。

情報通信施設放送設備につきましては放送事業者である軽米町がテレビ放送を町内全域に光ファイバーにより送信する設備で、平成23年に稼働以来13年を経過しており、このことから町内各世帯のテレビ放送が停止することのないよう設備の更新をするもので、本年度から3か年度で事業を行う計画としており、その財源に過疎対策事業債を充当して実施するものでございます。

工事概要につきましては、議案第1号関係資料に記載しておりますように、役場庁舎内の軽米町役場センター及びN T T東日本軽米電話交換所がございます軽米サブセンターの設備の更新を行うものでございます。

入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第1号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） ちょっと参考までにお伺いしたいのですが、今回の入札結果表を見ますと、4社を指名して、1社は辞退、3社のうち1社が失格というふうになっております。コスモ通信システムですか、ここが失格になったのは多分最低制限価格以下だったというふうなことが想定されますけれども、そこで最低制限価格の決め方として、参考までにちょっとどのような決め方をされているのかお伺いしたい。まず初めに1点お願いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

最低制限価格の決め方ということでございますけれども、最低制限価格はホーム

ページのほうでも計算の仕方は公表してございます。計算の仕方につきましては、県の最低制限価格の計算の方法に準じまして、軽米町でも同様な計算方式を用いております。いずれ、工事価格につきましては一般直接工事費、それに附帯する共通仮設費、現場管理費、一般管理費、経費が3つございます。それらを用いました計算式がございます。その計算式にのっとって最低制限価格を計算してございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 私もよく分からないので事前にちょっとネットで調べたのですが、それが正しいのかどうかは分かりませんが、あるところを見ますと最低制限価格は有効入札者の入札金額の平均額に90%を乗じた金額というふうなところもあるし、あとは平均額80%とか、あと予定価格の3分の2のいずれかの高いほうとかという、そういうふうな考え方でやっているところもあるということを知っていて、ああっというのは、では予定価格は当然入札する前に決めているでしょうけれども、最低制限価格というのは入札後に予定価格に達したものの同士の中での何かこう平均額を出して最低制限価格のラインを決めるのかなというふうに、その順番が後になるのかなというふうに私はネットを見て理解したのですが、これはどうなのですかね。言っている意味が分かりますか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば今、中村議員がおっしゃったような形で決めている自治体もあるかと思いますが、軽米町につきましてはいずれ入札前に、既に最低制限価格を計算上、出た計算式によってもう決定してございますし、いずれ予定価格を町長から決めてもらいますけれども、予定価格を決める際にはもう既に最低制限価格も計算上の数字が出ておりまして、予定価格書の中には予定価格と、それから最低制限価格と一緒に記載になって封筒の中に入れて、当日入札の会場で開封して審査をするというふうなものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） このことについては私もそんなに分かっているわけでもないのですが、これからいろいろと他市町村、他自治体等を見て勉強しなければならないとは思いますが、それぞれの自治体でのやり方が違うのだというふうに理解してよろしいですね。

あともう一つ、この工事なのですが、この工事、情報通信の施設に関しては情報無線を軽米で取り入れる、設置してからもう三十数年なるかと思うのですが、同じものとして北日本通信がずっと請け負っていると。それはそれでよろ

しいかとは思うのですけれども、例えば今までそれを工事した北日本通信、維持管理も含めてなのかどうか分からないのですけれども、やっていて、今ここで新たに更新の工事をやろうとしたときに、今回はまた同じ北日本通信でいいのですけれども、万が一別な会社が落札した場合、同じ施設のものとしていかなものなのかと。実際同じ施設であつたら同じ会社ですずっと継続してやっていって、そのほうが効率的なのかなというふうに普通は思うのですけれども、その辺のところ、会社が替わったときに不具合が生じないものなのかなというふうにちょっと心配するところもあるのですけれども、公共工事の入札のあれで当然随意契約というわけにはいかな金額だとは思うのですけれども、その辺のところはどうなのですかね。いかなものでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

たまたま、当初北日本通信が落札して工事をした。今回更新につきましても、たまたま北日本通信が落札をした。例えば業者が替わったとしても工事については支障はございませんので、ただ、先ほどの今回の入札の結果を見ていただければあれですけれども、1社が失格というようなこともございました。競争の原理も十分働いた結果なのかなと考えております。いずれ北日本通信でなければできないというわけではございませんので、町としても県内の業者を指名しておりますけれども、いろいろ実績のある業者を指名してございますので、例えば業者が入れ替わったとしても工事には支障がないということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 最後に1つだけ、今回コスモ通信システムが失格となっているのですけれども、入札額が落札したところより1,300万円ぐらい差があるという、1割近い差があると。でも、このコスモ通信システムではこれぐらいの金額でもできるのだよというふうな考え方で札を入れたものだとは思うのですけれども、この辺のところの感想といいますか、最低制限価格を決めた時点の中でこれよりも大幅に下回ったのかなという気がしないでもない。そういうふうなところで、事前に決めた最低制限価格の決め方としてどのようにお感じになっているのか、その辺もしかして感想があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最低制限価格、採用している自治体のほうが多いかと思われま。最低制限価格を設定しているというのは、ダンピング防止、品質の確保、やはりこれ以上の金額を下回ればなかなか品質が担保されない可能性が生じますよというような事態を防

ぐための最低制限価格でございます。

なので、岩手県でも当然最低制限価格を設定しておりますし、また県レベルになりますと、例えば最低制限の価格を入れた金額については、専門の資格とか、専門の技師というか、そういった職員がいて、設計書やら何やらをきちっと分析していろいろ判断するわけでございますけれども、なかなか地方の自治体にはそこまで審査できる職員もいないということで、県のルールと同じルール、基準にのっとって計算式がございまして、軽米町でもそれを採用した結果が最低制限価格の設定、設定したその金額というような形になってございます。

今回失格になったその金額が、果たしてその金額でも十分工事ができる金額だったのではないかというふうなこともありますけれども、土木工事でも同じ計算式で、同じルールにのっとって計算してございますので、いずれそういった価格でなかなか綿密に審査できる職員もいない。なので、一つのルールにのっとった計算式で計算して、そこで判断しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかに。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 今回の工事は第1期ということなのですからけれども、そうすると今年度が第1期、あと第2期、第3期とあるということでしょうか。その場合、その金額はどの程度かかるというか、1億円とか、2億円とか、計画があるかと思うのですが、お聞きします。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、今回、今年度を含めて3か年度という説明申し上げましたとおり、1期、2期、3期工事まで予定しております。

第1期工事につきましては、先ほど申し上げました軽米町の役場庁舎内にある軽米町役場センターとN T T東日本軽米電話交換所にあるサブセンターを今回やるわけですが、第2期工事におきましては晴山のサブセンター、あと小軽米のサブセンターという箇所の設備の更新工事を行う予定でございます。予算の見積りでございますが、約1億円を予定しております、1工事。

それから、第3期工事でございます。これにつきましては、役場でございます電波を受信するもの、今1期、2期は放送の送信という工事なのですからけれども、最後の3期工事におきましては、その受信点が軽米と、あと晴山出張所のほうに2か所ございます。そちらのほうの工事を行います。そちらにつきましては、予算で大体4, 200万円程度ということで予定しておりまして、3か年度で2億8, 000万円ぐらいの事業費、3億はいきませんけれども、2億8, 000万円ぐらいとい

うことで予算は計上していたところでございます。

いずれも、これは財源については起債事業、単独事業ですので過疎債を活用した事業にしたいということで、県のほうと協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 今回の契約が今年度分ということなのですが、その次に2期、3期と行った場合に、また入札をして違う業者が入るとかということもあり得るのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） 2期工事、3期工事もいずれ指名競争入札で業者を指名して、もしかすれば業者が替わる可能性もあるというようなことでございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 最近一関市の工事等についての談合のニュースが大変何回も流れて、職員も処分されたとかという報道がありました。この予定価格というのは、どなたが計算をして、そして入札の前までに誰と誰が知っているものなのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予定価格につきましては、基本的に入札の当日、町長が決定するというところでございますので、誰と誰ということではなくて、予定価格につきましては町長のみが知っているということでございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） すみません、そういう工事の入札をして、業者が指定されていくというのを、そういう過程が全然分からないものですから、町長が分かっている、町長が決定するということになる、まさか町長が自分で計算はしないよなと思ったりするものですから、お伺いしました。

そのことと、あとは町民についての何か、そういう生活上の影響といたしますか、テレビとか、あとの情報無線とか、何か影響があることもあるかお伺いします。

2点お伺いします。

〔「休憩」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時22分 休憩

午前 10 時 23 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最低制限価格は計算して、一つのルールにのっとって決定されるものでございます。予定価格は別に計算式というものはございませんので、予定価格は町長が定めます。ただ、こういった形でそういった流れになるのかということでございますけれども、例えば道路工事、改良工事でございますと、担当課の地域整備課の技師が設計書を作成して、それをもって施工伺いを取りまして、入札は総務課の担当になりますので、総務課のほうに入札の執行依頼を出しまして、金額に応じて審議会が必要であれば審議会を開いて業者選定を行います。入札をして、入札が終わりましたら、落札した業者と落札した金額のみを担当課のほうに連絡をして、それで担当課のほうで契約事務を進めるということになります。

予定価格は町長が定めますので町長のみということになりますけれども、例えば設計額、設計額につきましては担当した、設計をした、分かっている方といえば設計した担当者、あとは入札の執行依頼を受けた総務課の入札の担当者、あとは当然審議会の中で金額によって 1 級業者、2 級業者というふうなものがございまして、その辺を判断するに当たって入札の審議会をするメンバーも、おおよそのどれぐらいの金額の工事なのかというふうなものは当然分かっているという状況でございます。

一関市の場合はこういった形でどうなったというのは、詳細はちょっと私も分かりませんが、いずれあつてはならないことではございますので、当然審議会の委員長も私やっておりますけれども、いずれ守秘義務、そういった部分は徹底して行っていくし、またそういったことも徹底して周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまの質問でございますが、工事中についての町民への影響ということでございますが、工事中についてはテレビ放送等が途中で止まるとか、そういったことのないような対応で工事を行いますので、支障のないような形で事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

江刺家静子君。

○5 番（江刺家静子君） すみません、ちょっと素人の質問でいろいろ聞いて。今回の北日本通信に一番近い会社の入札した額が大した違いがない金額だったものですから、

そこでこれにと決めるに当たるあれをちょっと聞きたかったと思って質問しました。
今、これで私の質問、これについての質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

○8番（茶屋 隆君） 皆さんからいろいろ質問が出ましたけれども、今後のためにやはり入札はどのように行われているかということも、私たちも勉強しなければいけないと思います。そして、分からなかったら当局から説明していただく。入札は最低制限価格というのがあって、その流出を防ぐためにちゃんと町長が予定価格を決めるということの決まりの下にやっているといます。他町村のほうでもいろんな形でやられていると思いますけれども、軽米町では県のやり方に基づいてやっているということだと思いますけれども、私は正當にやられているのではないかなと思っていますけれども、その辺やっぱり私たち……

○議長（松浦満雄君） 茶屋君、質問してください。

○8番（茶屋 隆君） ありがとう。

○議長（松浦満雄君） いいですか。大丈夫ですか。

○8番（茶屋 隆君） はい。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

上山誠君。

○3番（上山 誠君） 今回のこれってケーブルテレビというか、かるまいテレビ関係の話だと思うのですが、やってから13年ほどでこの更新ということですが、今後定期的にまた、何年後かにまたかかるというのは、同じぐらいの額かかるのかということをお聞きしたい。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。

この施設、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、もう13年を経過しているということで、メーカーといいますか、そういった製造元ではやはり10年が更新する限度だろうという中で、延命を図りながら運用しているという状況でございます。

ですので、やはり今後10年後にはまたそういった更新を予定するというので、今後財源等の見通しも立てながら事業は進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 情報通信施設放送設備更新工事（第1期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 情報通信施設放送設備更新工事（第1期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第1号 情報通信施設放送設備更新工事（第1期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、財産の取得について地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本財産を取得する目的は、消防団活動に供するもので、取得する財産は小型動力ポンプ付積載車1台、取得予定価格は1,507万円でございます。

取得の方法は、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、互光商事株式会社代表取締役、玉川康介より買入れするものでございます。

配置先は、軽米町消防団第2分団第3部、百目金地区で、納入期限は令和7年2月14日でございます。

購入しようとする小型動力ポンプ付積載車の仕様及び入札結果表の写しを参考資料として配布しておりますので、ご参照ください。

議案第2号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。
この採決は起立によって行います。

議案第２号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第２号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第１０回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前１０時３４分）